

京都地方税機構職員定数条例

平成21年8月19日
京都地方税機構条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条第3項の規定により、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 227人
- (2) 議会の事務部局の職員 2人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 2人

2 前項第2号から第4号までの職員は、同項第1号の職員がこれを兼ねるものとする。

（平21条例25・一部改正）（平22条例3・一部改正）（平24条例1・一部改正）

(定数外職員)

第3条 休職、育児休業等により長期にわたり職務に従事しない職員及び国、他の地方公共団体等へ派遣された職員は、前条に定める定数の外に置くことができる。

(職員定数の配分)

第4条 第2条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、任命権者が定める。

（平21条例25・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第25号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。